

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年4月26日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第7号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「第38条第2項」を「第55条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計室)